

第2 公園計画の変更

1 変更理由

霧島錦江湾国立公園錦江湾地域は、政府の観光ビジョンに基づき、平成28年に開始した「国立公園満喫プロジェクト」の取組を先行的・集中的に進める公園の一つとして、当公園が選定されたことを受け、地域協議会において策定した「ステップアッププログラム2020」に基づく施策を推進するため、公園計画の変更を行うものである。

保護規制計画については、新たに区域を拡張する「雄川の滝」、その下流の溪谷等の地域は、現在、全域が大隅南部県立自然公園の普通地域に指定されているが、当該地域を特徴づける重要な景観要素であることから、自然環境の保全及び風致を維持するため、一部を特別地域として計画する。また、市街化等により自然の資質が低下した大山崎については、最小限の公園区域の削除を行うものとする。さらに、ゴルフ場や果樹園等が整備され、公園の資質に変化が見られる開聞岳山麓については、資質に即した地種区分の変更を行う。

利用施設計画については、社会情勢の変化や利用実態、今後の利活用のされ方を十分に考慮し、風致景観への影響も踏まえて検討を行う。

2 基本方針の変更内容

基本方針を次のとおり変更する。

(表4：基本方針変更表)

	変更後	変更前
<p>1 基本方針</p> <p><u>霧島錦江湾国立公園の錦江湾地域は、今なお活発に火山活動を続ける桜島、成層火山の開聞岳のほか、我が国随一の海域カルデラ景観を有する錦江湾、点在するカルデラ湖や火口湖、カルデラ壁等、多様な火山活動により産み出された原生的景観を有している。</u></p> <p><u>本地域においては、これらの火山地形や海域景観を鑑賞する登山、自然探勝や温泉利用が主体となっている。</u></p> <p><u>この誇るべき貴重な風致景観を保護し、その適切な利用を推進するため、以下の方針により公園計画を定めることとする。</u></p>	<p>1 基本方針</p> <p>(1) 現況及び特性</p> <p>本地区は鹿児島県の南部に位置する錦江湾全体で湾内に浮かぶ桜島と薩摩大隅半島の先端部である開聞、指宿および佐多岬の三団地に分けられ、その現況および特性は次のとおりである。</p> <p>ア. 地形、地質</p> <p>桜島地区は所謂始良カルデラの中央火口丘である桜島を中心とし、カルデラ壁の一部である吉野早崎の断崖を含む一帯である。桜島岳は開聞と同じく第四紀の火山であり頂上部には三箇の噴火口を持っている。この火山の噴火の歴史はその判明せるだけでも西暦716年以來実に25回の多きに達し全島熔岩流によって成り立ち本地区の景観の最大特徴となっている。</p> <p>これ等熔岩流のうち顕著なものは文明、安永、大正及び昭和の4熔岩流である。</p> <p>指宿地区は阿多カルデラに関係をもつ鬼門平断層崖、コニトロイデ型の火山の開聞岳、火山性陥没湖の池田湖、火山湖の鰻池、マール式火口湖の鏡池等を有している。</p> <p>佐多地区は指宿地区と同じく阿多カルデラに関係を有する花崗岩の辻岳断層崖を有し、九州本土の最南端に当る佐多岬は中生層とみなされる水成岩と花崗岩の地層が傾動して沈下したものと云われる。</p>	

イ. 地被

桜島地区では海岸線附近のアコウのほか特筆すべきものはないが、熔岩の噴出時代別の植生侵入過程が見られることが生態学上興味がある。

指宿地区及び佐多地区は亜熱帯植物が多く特に佐多岬はすぐれた植物景観を呈している。指宿地区の長崎鼻附近はソテツの北限自生地である。佐多地区では大浜附近より佐多岬まで亜熱帯性植物が連続して入り特に佐多岬のビロウ、ソテツ林等は優れている。

ウ. 特殊景観

桜島は我が国の活火山の代表の一つであり、南岳頂上部では噴気、噴煙現象が見られ温泉として古里があり、区域に接して海浮がある。

開聞地区には指宿温泉を始めとして、鰻、開聞、山川等温泉が豊富であり、鰻では噴気噴湯現象が見られ指宿海岸では砂風呂が珍しい。

佐多地区には特に顕著なものがないが辻岳頂上部は各種候鳥類の渡来退去の要所となり春秋には壮観である。

なお、文化的景観として顕著なものはないが、桜島地区の磯の旧薩摩藩邸及び開聞地区の枚聞神社がある。

エ. 産業関係

桜島地区における風致保護と抵触すると考えられる産業は殆どなく、僅かに大正熔岩流於ける採石および中腹以下のクロマツ林における零細な林業がある。なお、中腹以下の果樹園及び農耕地は第三種特別地域とするので抵触はない。

指宿地区は最も開発の進んでいる地区で極力産業との抵触をさ

<p>(1) 保護に関する方針</p> <p>ア. <u>錦江湾地域は、桜島や開聞岳等の火山、池田湖等のカルデラ湖や火口湖、各カルデラに関する断層崖等の各種火山地形を有し、また、指宿地区及び佐多地区においては、優れた亜熱帯植物景観を有するので、これらの保護に重点をおき計画するものとする。</u></p> <p>イ. <u>奥錦江湾地区においては、吉野、脇本のカルデラ壁や重富海岸、神造島、若尊鼻について、現景観の保護につとめるものとする。</u></p> <p>ウ. <u>桜島地区においては、山頂部周辺及び景観の最大特徴である熔岩流のうち、最も新しい昭和、大正熔岩の大部分の地域について特別保護地区を計画し厳正な保護をはかるとともに、<u>周辺部や高峠</u>についても現景観の保護につとめるものとする。</u></p> <p>エ. <u>指宿地区においては、開聞岳中腹より上部を特別保護地区に計画する。また、<u>鬼門平断崖、池田湖、鰻池、竹山、長崎鼻、知林ヶ島</u>等についても現景観の保護につとめるものとする。</u></p> <p>オ. <u>佐多地区においては、<u>佐多岬付近のソテツ、ビロウ等の亜熱帯性植物景観と、辻岳周辺の常緑広葉樹林の保護に重点を置くものとする。また、<u>辻岳断層崖や雄川の滝</u>についても現景観の保護につとめるものとする。</u></u></p>	<p>けるため海岸線の保安林地帯及び開聞岳、池田湖、鰻池の周辺並びに池田断層崖について規制するので農、林業上との摩擦はない。</p> <p>佐多地区における辻岳の断層崖の民有林は新炭林でその地形から択伐作業を行っており佐多岬付近は国有林の保護林と鹿児島大学演習林で抵触する点は少ない。</p> <p>(2) 保護に関する方針</p> <p>ア. 本公園のうち本地区は、桜島開聞岳等の火山、池田湖等の火山性陥没湖、各カルデラに関する断層崖等、各種地形と立地条件よりしてすぐれた亜熱帯植物景観を有するので、これらの保護に重点をおき計画するものとする。</p> <p>イ. 桜島地区においては山頂部周辺及び景観の最大特徴である熔岩流のうち、最も新しい昭和、大正熔岩の大部分の地域について特別保護地区を計画し厳正な保護をはかるとともに周辺部についても現景観の保護につとめるものとする。</p> <p>ウ. 指宿地区については開聞岳中腹より上部を特別保護地区に計画するほか、長崎鼻方面よりの展望が主体となるので山麓東南部に ついても可及的な保護をはかるものとする。</p> <p>また鬼門平断崖、長崎鼻、池田湖、鰻池等についてもつとめて現景観の保護につとめるものとする。</p> <p>エ. 佐多地区については特に佐多岬附近のソテツ、ビロウ等の亜熱帯植物の保護に重点を置くものとする。</p>
---	---

<p>(2) 利用に関する方針</p> <p>ア. <u>奥錦江湾地区</u>については、それぞれの視点場から<u>錦江湾や桜島の風景を觀賞することが主体となるため、磯、寺山、重富海岸等の園地の計画整備に重点をおく。</u></p> <p>イ. 桜島地区については、その景観特色である各熔岩流の探勝が主体となるため、<u>基幹ルートとなる島の周辺道路の整備と昭和、大正熔岩流を大観する車道及びこれに附帯する園地、駐車場等の計画整備に重点をおくものとする。なお、山頂部については、噴火の危険性を踏まえ、南岳を中心とし半徑2キロ以内に利用施設は設けない。また、利用拠点は鹿兒島市街地となることから、集団施設地区は計画しない。</u></p> <p>ウ. 指宿地区については、指宿、長崎鼻、開聞岳、池田湖を結ぶ車道を基幹ルートとし、<u>沿線利用施設の適正な配置を目的とする。指宿においては集団施設地区を計画する。</u></p> <p>エ. 佐多地区については、<u>佐多岬の園地及び車歩道等、雄川の滝における園地等の計画整備に重点をおくほか、他の施設は極力設けないものとする。</u></p>	<p>(3) 利用に関する方針</p> <p>ア. 桜島地区の利用については、その景観特色である各熔岩流の探勝が主体となるので、<u>基幹ルートとなる島の周辺道路の整備と昭和、大正熔岩流を大観する車道及びこれに附帯する園地、駐車場等の計画整備に重点をおくものとする。なお、山頂部については、噴火の危険性を考慮して南岳を中心とし半徑2キロ以内については、今后とも利用施設は設けない。</u></p> <p>また、利用基地は立地条件よりして当然鹿兒島市となるから<u>集団施設地区は計画しない。</u></p> <p>イ. 指宿地区については、指宿、長崎鼻、開聞岳、池田湖を結ぶ車道を基幹ルートとし<u>沿線利用施設の適正な配置を目的とする。このうち指宿については集団施設地区とし、国民休暇村を計画する。</u></p> <p>ウ. 佐多地区については、佐多岬に至る車歩道の計画整備に重点をおき、<u>また岬部に集団施設地区を計画するほか、他の施設は極力設けないものとする。</u></p>
---	---

3 規制計画の変更内容

(1) 保護規制計画及び関連事項

保護規制計画等の一部を次のとおり変更する。

ア 特別地域

特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表5：特別地域変更表)

都道府県名	変更後		変更前	
	区域	面積 (ha)	区域	面積 (ha)
鹿児島県	<p>【指宿地区】 指宿市内 国有林南薩森林計画区 1 林班及び2 林班の 全部並びに 85 林班の一部 指宿市 大字池田、大字岩本、大字十町、大字西方、 大字東方、大字山川小川、大字山川大山、大字 山川岡見ヶ水、大字山川利永、大字山川成川、 大字山川浜見ヶ水、大字山川福元、大字開聞上 野、大字開聞川尻、大字開聞十町及び大字開聞 仙田の各一部</p>	4,923	<p>【指宿地区】 指宿市内 国有林南薩森林計画区 1 林班及び2 林班の 全部並びに 85 林班の一部 指宿市 大字池田、大字岩本、大字十町、大字十二 町、大字西方、大字東方、山川大字小川、山 川大字大山、山川大字岡見ヶ水、山川大字利 永、山川大字成川、山川大字浜見ヶ水、山川 大字福元、開聞大字上野、開聞大字川尻、開 聞大字十町及び開聞大字仙田の各一部</p>	5,112

	<p>【佐多地区】 肝属郡南大隅町内 国有林大隅森林計画区 81 林班の全部並びに 82 林班、83 林班、3131 林班及び 3132 林班の 各一部 肝属郡南大隅町 根占川北、根占川南、根占辺田、根占山本、 佐多伊座敷及び佐多馬籠の各一部</p>	2,941	<p>【佐多地区】 肝属郡南大隅町内 国有林大隅森林計画区 81 林班の全部並び に 82 林班、83 林班、3131 林班及び 3132 林 班の各一部 肝属郡南大隅町 根占川南、根占辺田、根占山本、佐多伊座 敷及び佐多馬籠の各一部</p>	2,935
			変更部分面積合計	7,864
			変更前特別地域面積	15,425
			変更後特別地域面積	15,242

(ア) 第2種特別地域

第2種特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表6：第2種特別地域変更表)

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
1	拡張	特別地域の拡張	雄川の滝	肝属郡南大隅町 根占川北及び根占川南の各一部	阿多カルデラと密接な関連を有する地域の風致景観上の保全を図るため、阿多カルデラと関わりの深い阿多火砕流によって形成された溶結凝灰岩台地が抉られて形成された「雄川の滝」及びその下流の渓谷等を公園区域に編入するとともに、一部を第2種特別地域に指定し良好な風致の維持を図るものである。	6 〔 国 0 公 0 私 6 〕
2	削除	特別地域の縮小	指宿東部	指宿市内 国有林南薩森林計画区 85 林班の一部 指宿市 大字十二町の一部	市街化が進み、特別地域としての風致の保全を図る必要性が乏しくなったため、第2種特別地域から削除する。	△76 〔 国△ 4 公△ 1 私△ 71 〕
3	削除	第3種特別地域への振替	開聞山麓	指宿市 大字開聞川尻の一部	果樹園等が整備され、公園の資質に変化が見られるものの、隣接する公園区域と一体となった景観を呈し	△48 〔 国 0 公 0 私△ 48 〕

(イ) 第3種特別地域

第3種特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表7：第3種特別地域変更表)

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
1	拡張	第2種特別地域からの振替	開聞岳	指宿市 大字開聞川尻の一部	果樹園等が整備され、公園の資質に変化が見られるものの、隣接する公園区域と一体となった景観を呈している。このため、第3種特別地域に振り替え、風致の維持を図るものがある。	48 〔 国 0 公 0 私 48 〕
2	削除	特別地域の縮小	開聞岳	指宿市 大字開聞川尻、大字開聞十町及び大字開聞仙田の各一部	ゴルフ場等が整備され、特別地域としての資質を失っているため、普通地域とする。	△113 〔 国 0 公 0 私△ 113 〕
変更部分面積計						△65
変更前第3種特別地域面積						3,351
変更後第3種特別地域面積						3,286

イ 関連事項
 (ア) 普通地域

普通地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表8：普通地域変更表)

都道府県名	変更後		変更前	
	区域	面積 (ha)	区域	面積 (ha)
鹿児島県	【指宿地区】 指宿市 大字西方、大字開聞川尻、大字開聞十町及 び大字開聞仙田の各一部	149	【指宿地区】 指宿市 大字西方の一部	36
	【佐多地区】 肝属郡南大隅町内 国有林大隅森林計画区3132林班の一部 肝属郡南大隅町 根占川北、根占川南、根占山本、根占辺田、 佐多伊座敷及び佐多馬籠の各一部	518	【佐多地区】 肝属郡南大隅町内 国有林大隅森林計画区3132林班の一部 肝属郡南大隅町 根占山本、根占辺田、佐多伊座敷及び佐多 馬籠の各一部	429
			変更部分面積合計	202
			変更前普通地域面積	775
			変更後普通地域面積	977

ウ 面積内訳

地域地区別土地所有別及び市町村別面積は次のとおりとなる。

(表 9 : 地域地区別面積総括表)

(単位 : 面積 ha、比率 %)

地域区分		特別地域												普通地域 (陸域)			合計 (陸域)			普通地域 (海域)	海域公園地区	合計 (海域)	合計 (陸域及び海 域)		
		特別保護地区			第 1 種特別地域			第 2 種特別地域			第 3 種特別地域														
土地所有別		国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私						
合 計	土地所有別 面積	815	228	1,546	55	366	376	502	2,078	5,990	374	399	2,513	2	36	939	1,748	3,107	11,364						
	地種区分別 面積 (比 率)				797 (4.9)			8,570 (52.8)			3,286 (20.3)														
	地種区分別 面積 (比 率)	2,589 (16.0)												12,653 (78.0)											
	地域別面積 (比率)													15,242 (94.0)			977 (6.0)			16,219 (100.0)			37,367	9 か所 487.7	37,855

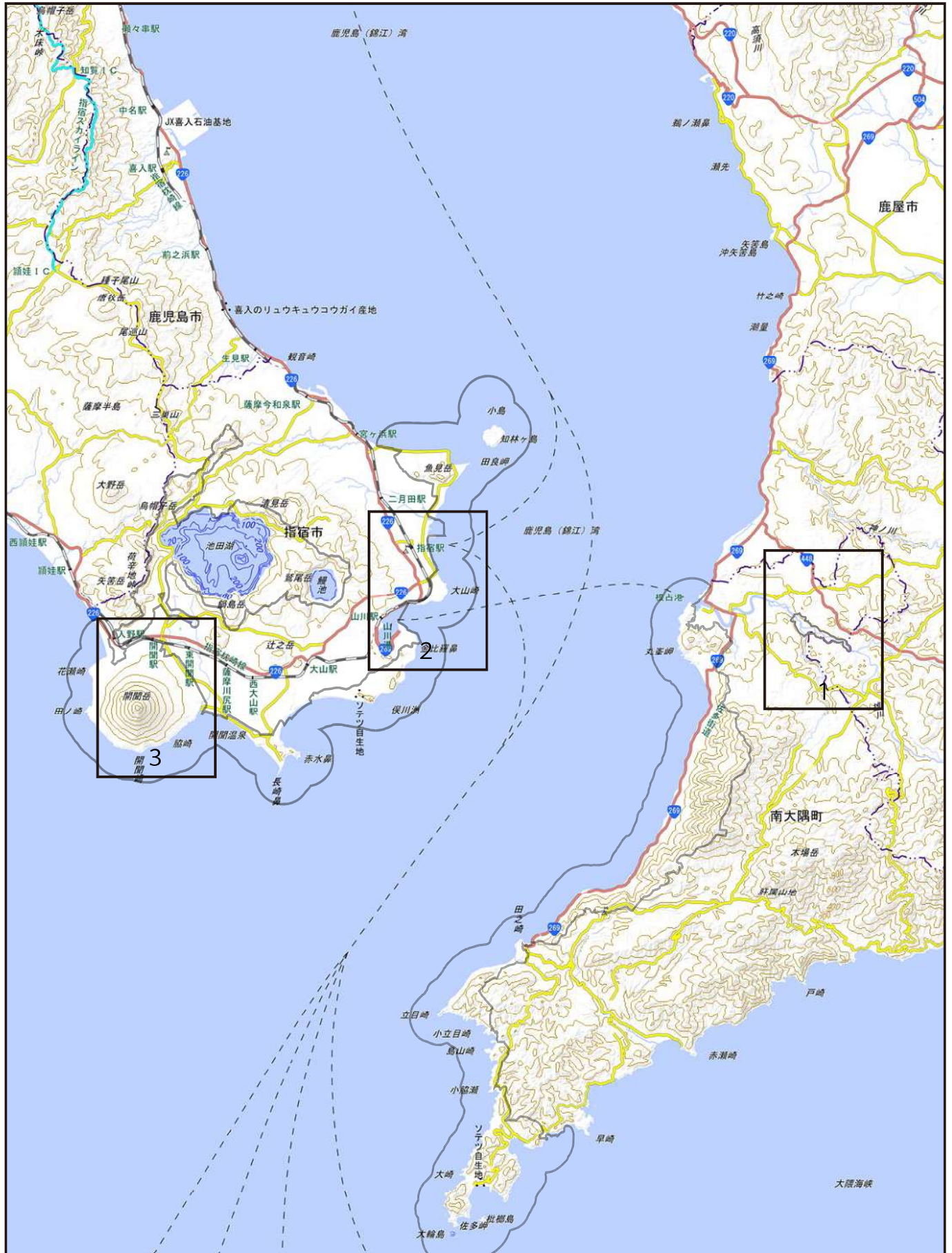
(表 10 : 地域地区別市町村別面積総括表)

(単位 : ha)

地域地区 市町名		現 行										変 更 後										増 減	
		特別地域					普通地 域(陸 域)	合計 (陸 域) (A)	普通地 域(海 域)	海域公 園地区	合計 (海 域) (A')	特別地域					普通地 域(陸 域)	合計 (陸 域) (B)	普通地 域(海 域)	海域公 園地区	合計 (海 域) (B')	陸域 (B-A)	海域 (B'- A')
		特 保	第 1 種	第 2 種	第 3 種	小計						特 保	第 1 種	第 2 種	第 3 種	小計							
鹿 児 島 県	鹿児島市	2,158	749	1,842	2,238	6,987	295	7,282	-	-	-	2,158	749	1,842	2,238	6,987	295	7,282	-	-	-	0	-
	指宿市	219	48	3,888	957	5,112	36	5,148	-	-	-	219	48	3,764	892	4,923	149	5,072	-	-	-	△76	-
	垂水市	-	-	70	-	70	-	70	-	-	-	-	-	70	70	70	70	-	-	-	0	-	
	霧島市	-	-	89	-	89	-	89	-	-	-	-	-	89	89	89	89	-	-	-	0	-	
	始良市	-	-	232	-	232	15	247	-	-	-	-	-	232	232	232	15	247	-	-	-	0	-
	肝 属 郡	南大隅町	212	-	2,567	156	2,935	429	3,364	-	-	-	212	-	2,573	156	2,941	518	3,459	-	-	-	95
合計		2,589	797	8,688	3,351	15,425	775	16,200	37,367	487.7	37,855	2,589	797	8,570	3,286	15,242	977	16,219	37,367	487.7	37,855	19	0

※海域は国の所有に属する公有水面であり、県別に面積を表示することはできないため、霧島錦江湾国立公園全体の数値を示している。

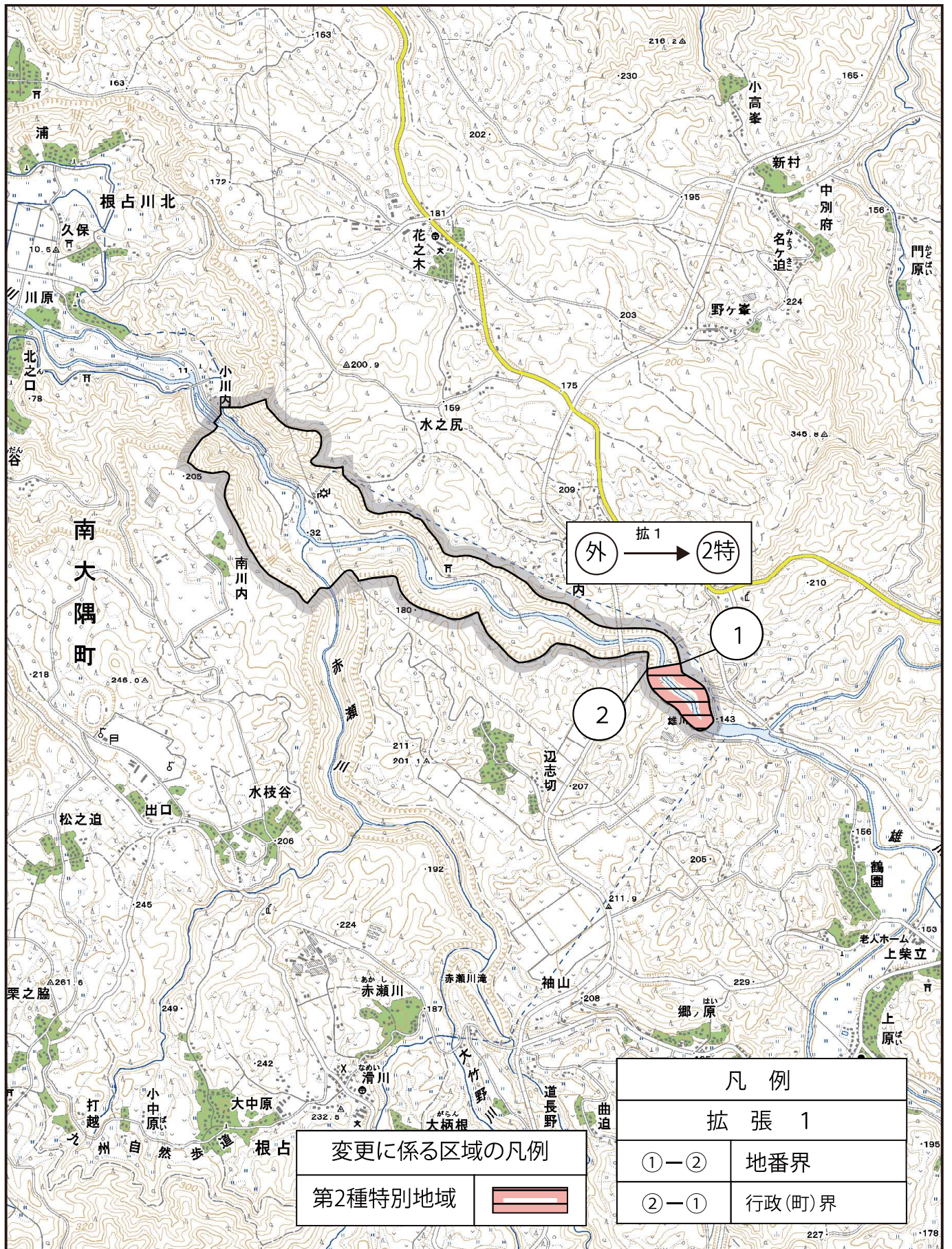
霧島錦江湾国立公園(錦江湾地域)保護規制計画変更位置図



1:200,000



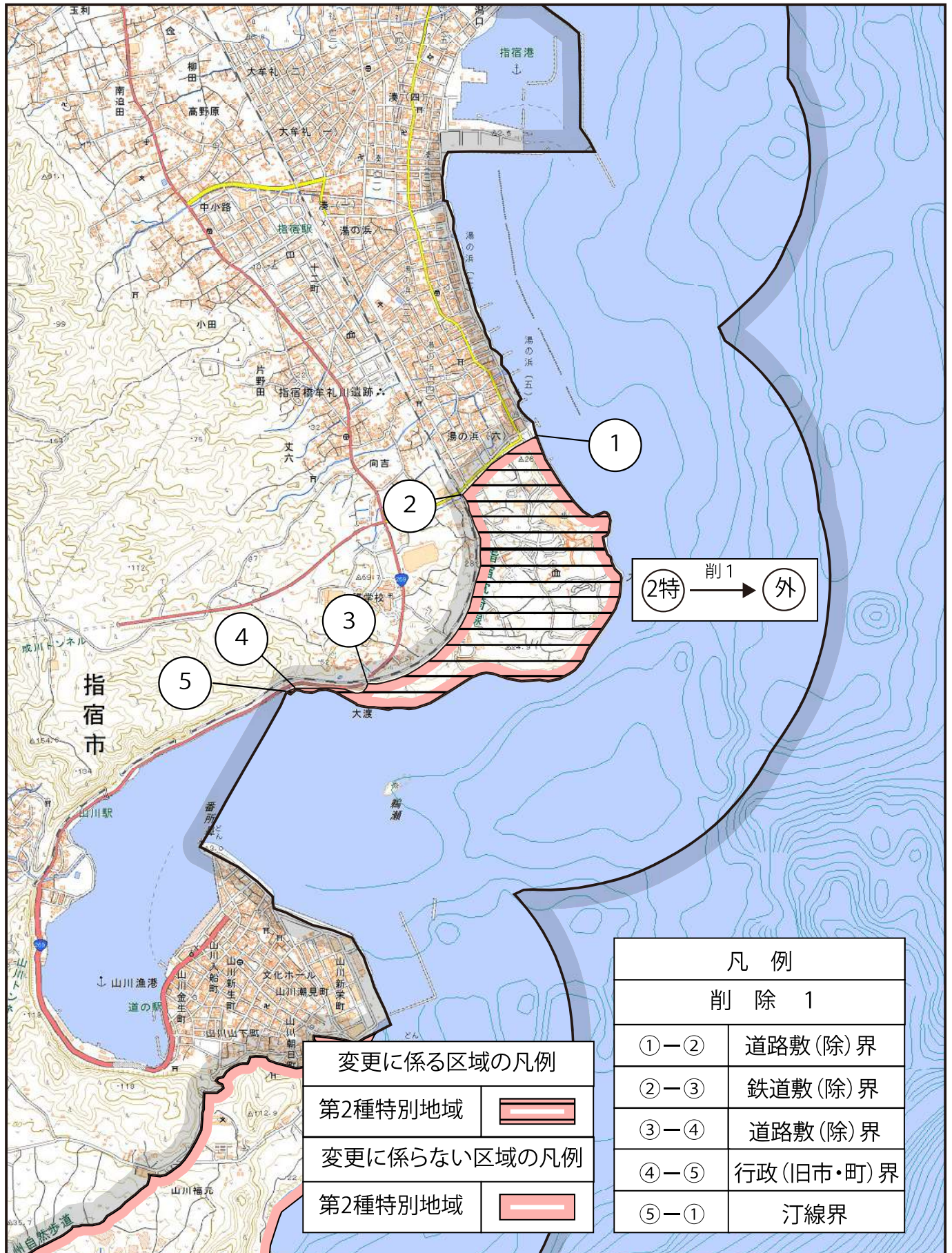
霧島錦江湾国立公園(錦江湾地域)保護規制計画変更図1



1:25,000



霧島錦江湾国立公園(錦江湾地域)保護規制計画変更図2



500 250 0 500 1,000 1,500 2,000 2,500 3,000 m

1:25,000

